

## 監査公表第 5 号

### 監査結果に基づく措置について

令和 4 年 5 月 19 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 7 月 4 日

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 大牟田市監査委員 | 中 | 原 | 修 | 作 |
| 同        | 平 | 山 | 伸 | 二 |

保総第 137 号  
令和4年6月24日

大牟田市監査委員 中原修作 殿  
同 平山伸二 殿

大牟田市長 関好孝  
(保健福祉部)

### 定期監査の結果に基づく措置について

令和4年5月19日付、監査報告第2号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

#### 【個別指摘事項】

##### 一般会計

##### (保健福祉部)

#### 1 教育扶助費 (保護課)

小学生1人と中学生1人の教育扶助費が二重に支給されていた。

当該世帯には、小学生5人と中学生1人の計6人分の教育費及び給食費を支給(処理数6人×2=12件)しており、令和3年4月及び5月分は受給者口座への口座払、6月分以降は学校長口座への送金が行われていた。6月分以降の送金処理を行う際に、システムでは10件しか処理できなかったため、残りの2件分については一時扶助として送金する処理を行ったが、その際にシステム上の教育扶助を削除することを失念していたものである。

そのため、小学生については令和3年6月から令和4年3月までの10か月分36,800円、中学生については令和3年6月から令和4年1月までの8か月分48,800円が二重に支給され、合計で85,600円が過払いとなっていた。

扶助費の支給事務を適正に行うとともに、所管課内での確認体制を強化し、再発の防止に努められたい。また、過払いとなった教育扶助費に

については、早急に返還を求められたい。

## 介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

（保健福祉部）

### 1 成年後見制度利用支援事業費（福祉課）

成年後見市長申立に係る相談受付から手続き開始までに1年以上の期間があるケースが見受けられた。

また、手続き開始後も諸手続きの着手までに時間がかかっており、中には必要書類の交付申請に関する起案文書の決裁終了後1月経過後に申請を発送したものや、医療機関へ診断書の作成依頼を行っていたものの、その提出が8月以上経過後となっているケースもあった。

いずれも事務手続きの遅れが、成年後見制度利用開始の遅れにつながっている。認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々の権利を擁護し、支援するための法制度である成年後見制度の速やかな利用開始につながるよう、円滑かつ適正な事務処理に努められたい。

## 【措置の状況】

### 一般会計

（保健福祉部）

### 1 教育扶助費（保護課）

今回の過払いは、担当者の生活保護システム入力時及び支給時の明細書の確認不足（別途一時扶助費として送金処理をした教育扶助費2件分の削除）が主な要因ではありますが、当該ケースは生活保護システムでの送金処理の限度（10件）を超えていたことも一因となっています。

今回の指摘を受け、課内全体での周知徹底及び再発防止に向けた協議を行い、10件を超える送金処理が必要な場合は、主査（査察指導員）による生活保護支給明細書での個別確認の徹底をルール化することとし、確認体制の強化に取り組むこととしました。

また、過払いとなった教育扶助費については、当該世帯へ説明を行い、85,600円の返還金請求を行っています。

## 介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

(保健福祉部)

1 成年後見制度利用支援事業費

(福祉課)

成年後見市長申立は、行政が本人の権利行使を制限することになり、後見人を選定するという重要な判断が必要であることから申立てを行う前には、

- ① 本人の事理を弁識する能力の程度
- ② 本人の生活及び資産、収入の状況
- ③ 本人の配偶者及び親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- ④ 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- ⑤ 行政等が行う各種施策及びサービス活用による本人に対する支援策の効果

以上の確認により総合的に判断する必要があります。そのため、聞き取り調査や申立てに必要な書類の作成、収集等の事務手続きが必要です。

今回のケースは、成年後見市長申立にかかる相談が一定期間に集中していた時期であり、緊急性の高いケースから対応していたため、手続き開始や事務処理に時間を要しました。

今後は、それぞれのケースごとに進捗管理を徹底し、迅速な事務処理に努めるとともに、速やかな利用開始になるよう行ってまいります。